

大阪地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 通知処分取消等請求事件

国側当事者・国(西宮税務署長)

令和2年3月13日却下・棄却・控訴

判 決

原告 甲
被告 国
同代表者法務大臣 三好 雅子
処分行政庁 西宮税務署長
安岡 彰
指定代理人 別紙1 指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 本件各訴えのうち、西宮市及び大阪府に対する通知及び請願の義務付けの訴えに係る部分をいずれも却下する。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 (1) 主位的請求

被告は、原告に対し、2844万3080円及びこれに対する平成25年9月21日から支払済みまで年4.3%の割合による金員を支払え。

(2) 予備的請求

ア 西宮税務署長がした原告の平成21年分、平成22年分及び平成23年分の所得税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

イ 前記(1)と同じ。

2 (1) 主位的請求

被告は、原告に対し、238万1400円及びこれに対する平成26年4月14日から支払済みまで年4.3%の割合による金員を支払え。

(2) 予備的請求

ア 西宮税務署長がした原告の平成21年1月1日から同年12月31日まで、平成22年1月1日から同年12月31日まで及び平成23年1月1日から同年12月31日までの各課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

イ 前記(1)と同じ。

3 西宮税務署長は、個人住民税が原告に還付されるよう、西宮市に通知及び請願をせよ。

4 (1) 主位的請求

西宮税務署長は、個人事業税が原告に還付されるよう、大阪府に通知及び請願をせよ。

(2) 予備的請求

被告は、原告に対し、168万5350円及びこれに対する平成25年9月21日から支払済みまで年4.3%の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1 原告は、税理士であった者であるが、平成21年分、平成22年分及び平成23年分の所得税、並びに平成21年1月1日から同年12月31日まで、平成22年1月1日から同年12月31日まで及び平成23年1月1日から同年12月31日までの各課税期間（以下、それぞれ「平成21年課税期間」、「平成22年課税期間」、「平成23年課税期間」という。）の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の各確定申告（以下「本件各確定申告」という。）における納付すべき税額が過大であったとして、前記所得税及び消費税等について更正の請求（以下「本件各更正の請求」と総称する。）をしたが、西宮税務署長から、本件各更正の請求について、いずれも更正をすべき理由がない旨の通知処分（以下「本件各通知処分」と総称する。）を受けた。

本件は、原告が、①本件各通知処分は違法であるなどと主張して、主位的に過誤納金及び還付加算金の支払を（請求1（1）、2（1））、予備的に本件各通知処分の取消し並びに過誤納金及び還付加算金の支払を（請求1（2）、2（2））求めるとともに、②西宮税務署長は、本件各更正の請求に係る請求書の内容及び本件各通知処分をした旨を西宮市及び大阪府に通知すべき義務並びに個人住民税及び個人事業税が原告に還付されるよう西宮市及び大阪府に請願をすべき義務があったのにこれを怠ったとして、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）3条6項1号所定の処分の義務付けの訴え（以下「非申請型の処分の義務付けの訴え」という。）として、当該通知及び当該請願の義務付けを（請求3、4（1）。以下「本件各義務付け請求」と総称する。）、請求4（1）との関係で予備的に、国家賠償法1条1項に基づき、事業税について大阪府から還付を受けるべき額相当額及びこれに対する還付加算金相当額の支払を（請求4（2））求める事案である。

- 2 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 原告等（乙1、2、弁論の全趣旨）

ア 原告は、平成21年から平成23年まで当時、税理士であり、芦屋市に本店を置く株式会社A（以下「A」という。）、大阪市浪速区に本店を置く株式会社B（以下「B」という。）及び同市西淀川区に本店を置く株式会社C（以下「C」といい、A及びBと併せて「D」と総称する。）の代表取締役であった。

イ 税理士法人E（以下「E」という。）は、平成15年11月●日に設立された税理士法人である。Eの代表社員は、設立時から平成16年12月20日までは、原告の弟で、当時税理士であった乙（以下「乙」という。）であり、同日からEが解散した平成25年10月●日までは、当時税理士であった丙（以下「丙」という。）であった。

ウ 平成21年から平成23年まで当時、原告、乙並びにEに所属する税理士及び税理士資格を有しない幹部事務員は、Eに所属しない税理士と共に、「Fグループ」又は「合同事務所」と呼ばれるグループ（以下「Gグループ」という。）を構成していた。

- (2) 平成21年から平成23年まで当時のGグループの業務実態（乙1、2、15、弁論の全

趣旨)

ア Gグループは、税理士（原告及び乙を除く。）又は幹部事務員を班長とする業務担当班を編成し、記帳代行、決算、税務調査立会い等の業務を行っていた。

前記業務担当班のうち、丙が班長を務めるもの（以下「丙班」という。）は、Gグループの総務や経理事務を担当し、Gグループの顧客に対する税理士報酬の請求をするほか、税理士報酬の入金先となるE及びGグループを構成する税理士（以下「各個人税理士」という。）名義の預金口座の通帳やキャッシュカードを預かり、その収入を一元的に管理していた。また、丙班は、事務所の家賃、水道光熱費、備品・設備等に係る費用及び各個人税理士の個人事務所の家賃等、Gグループ全体で発生する経費も一元的に管理し、前記口座に入金されている資金又は手元に留保している現金を原資として、その支払をしていた。そして、丙班は、丙班の把握するGグループの収支の状況並びに各個人税理士の預金口座の入金額及び残高を、非公表の合同事務所総勘定元帳（以下「本件合同事務所元帳」という。）に記帳していた。（乙17の1・2）

イ Gグループにおいては、E名義又は各個人税理士名義で顧客と顧問契約を締結し、税理士報酬（顧問料等）を受領しており、丙班は、顧客からの売上額並びにグループ内での分配割合及び分配額を記載した月次の売上集計表（以下「本件売上集計表」という。）を作成していた。そして、Gグループにおいては、本件売上集計表の記載に従って、前記顧問契約に基づく売上については、約1割相当額が丙に、約4割相当額が実際に税理士業務を担当した業務担当班の班長に分配され、その余がGグループに留保されて、Gグループ全体の経費の支払に充てられるなどした。（乙26）

丙班は、本件売上集計表に基づき、毎月、業務担当班の班長である税理士らに対する分配金の額等を記載した分配表（以下「本件分配表」という。乙16参照）を作成した上、その管理する口座から現金を払い戻すなどして分配金を用意し、原告が、毎月22日から24日の間に、Eの事務所内の「社長室」と呼ばれる原告の部屋において、各業務担当班の班長に対し、分配金を手渡し等の方法で支給していた。

(3) 架空の業務委託契約の締結及びこれに基づく架空の経費計上等（乙15、21から27まで（枝番を含む。））

原告は、Gグループの顧問先である顧客に対し、前記(2)イの顧問契約に基づき各個人税理士が行っていた本来の税理士業務とは別に、業務委託料名目で顧客から支払を受け、これを当該顧客の経費として計上するとともに、手数料を差し引いた上で残額（約8割相当額）を当該顧客に現金で返還するという方法による脱税を持ちかけ、実行していた。この場合、当該顧客は、Dとの間で架空の業務委託契約を締結した上で、原告が管理するD名義の預金口座に業務委託料名目の金員を振込入金し（現金が交付される場合もあった。）、原告は、前記口座から払い戻された現金の一部（前記の残額）を、前記(2)イの「社長室」において封筒に入った現金を手渡しするという方法で、当該顧客に返還していた。これらの売上は本件売上集計表に記載され、その一部が他の税理士に分配されることがあった（以下、前記業務委託料名目の金員から顧客に返還された額及び他の税理士に分配された額を控除したものを「本件業務委託分報酬」と総称する。）。

(4) 原告による単発の業務の受託（乙15、17の1、乙29、31、弁論の全趣旨）

原告は、前記(2)イの顧問契約に基づく業務とは別に、顧客から、税務調査への対応

等の単発の業務を依頼されることがあり、その報酬等を現金で受領していたが、その現金を丙班やEに交付することはなく、前記報酬等が本件合同事務所元帳やEの総勘定元帳において売上として計上されることはなかった。他方、前記報酬等は、本件売上集計表に記載され、その一部が他の税理士に分配されることがあった（以下、前記報酬等から他の税理士に分配された額を控除したものを「本件業務委託外分報酬」と総称する。）。

(5) Eの修正申告等（乙2、8）

Eは、平成25年8月19日、平成21年12月期、平成22年12月期及び平成23年12月期の法人税の修正申告をした。その内容は、原告及び乙等の顧問料収入の6割相当額を売上高に加え、原告に対する役員報酬として平成21年12月期に1800万円を、平成22年12月期及び平成23年12月期に各2400万円を計上することなどを内容とするものであった。

(6) 原告に対する刑事事件の判決（乙1）

原告は、平成28年3月18日、大阪地方裁判所において、法人税法違反等の罪により懲役6年及び罰金7000万円の刑に処する旨の判決（以下「本件刑事判決」という。）を受け、本件刑事判決は、その後確定した。

本件刑事判決においては、原告がEの実質的主宰者である旨や、Gグループの顧客からの売上額の一部のうち、Eが自己に帰属するものではなく税理士個人に帰属するものであるとしていた部分の6割相当額について、Eの売上として計上すべきであるのにこれを計上しなかった旨の認定判断がされた。

(7) 本件各通知処分に至る経緯等

ア 原告は、西宮税務署長に対し、平成22年3月15日に平成21年分の、平成23年3月15日に平成22年分の、平成24年3月14日に平成23年分の所得税の確定申告書を提出した。その記載内容の要旨は、別表1の「確定申告」欄記載のとおりである。（乙6の1から3まで）

原告は、西宮税務署長に対し、平成22年3月15日に平成21年課税期間の、平成23年3月15日に平成22年課税期間の、平成24年3月14日に平成23年課税期間の消費税等の確定申告書を提出した。その記載内容の要旨は、別表2の「確定申告」欄記載のとおりである。（乙7の1から3まで）

イ 原告は、平成28年3月14日、西宮税務署長に対し、前記アの所得税について、納付すべき税額等は別表1の「更正の請求」欄記載のとおりであり、前記アの消費税等について、納付すべき税額等は別表2の「更正の請求」欄記載のとおりであるとして、更正の請求をした（本件各更正の請求）。（乙8、9の1から3まで、乙10の1から3まで）

ウ 西宮税務署長は、平成29年3月13日付けで、原告に対し、平成21年分及び平成22年分の所得税並びに平成21年課税期間及び平成22年課税期間の消費税等については、いずれも更正の請求を行うことができる期限を経過しているため、平成23年分の所得税及び平成23年課税期間の消費税等については、いずれも納付すべき税額が確定申告に係るそれを上回るとして、本件各更正の請求について更正をすべき理由がない旨の通知処分をした（本件各通知処分）。（乙11の1から3まで、乙12の1から3まで）

エ 原告は、平成29年5月1日、西宮税務署長に対し、本件各通知処分を不服として、再調査の請求をしたが、西宮税務署長は、同年8月1日付けで、同請求をいずれも棄却する旨の決定をした。(乙3、13)

オ 原告は、平成29年8月29日、国税不服審判所長に対し、本件各通知処分を不服として、審査請求をした。(乙14)

国税不服審判所長は、平成30年8月24日、平成21年分から平成23年分までの所得税の各減額更正処分の義務付け及び平成21年課税期間から平成23年課税期間までの消費税等の各減額更正処分の義務付けを求める審査請求をいずれも却下し、本件各通知処分に対する審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。(乙2)

(8) 本件訴訟の提起(顕著な事実)

原告は、平成31年2月26日、本件訴訟を提起した。

3 本件各通知処分のうち、平成23年分の所得税及び平成23年課税期間の消費税等に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分(以下「平成23年通知処分」という。)の根拠及び適法性に関する被告の主張

別紙2「平成23年通知処分の根拠及び適法性に関する被告の主張」のとおり(同別紙中で定めた略称は、以下においても同様に用いる。)

4 争点

(1) 原告の過誤納金返還請求権の存否(請求1(1)、2(1)関係)(争点1)

(2) 本件各通知処分の適法性(請求1(2)、2(2)関係)

ア 本件各通知処分のうち、平成23年通知処分を除くもの(以下「平成21・22年通知処分」と総称する。)について

西宮税務署長が平成21・22年通知処分をしたことが信義則に反するか(争点2)

イ 平成23年通知処分について

(ア) 原告がEから源泉徴収税額相当額の未払金債務の免除を受けたか(争点3)

(イ) 原告がE及びAから申告外の役員報酬を受領したか(争点4)

(ウ) 必要経費の額(争点5)

(エ) 本件業務委託分報酬が原告に帰属するか(争点6)

(オ) 本件業務委託外分報酬が原告に帰属するか(争点7)

(カ) 本件業務委託分報酬及び本件業務委託外分報酬は事業所得であるか雑所得であるか(争点8)

(3) 本件各義務付け請求に係る訴えの適法性(請求3、4(1)関係)(争点9)

(4) 西宮税務署長が大阪府に対して通知及び請願をしなかったことについての違法性(請求4(2)関係)(争点10)

5 争点に関する当事者の主張の要旨

(1) 争点1(原告の過誤納金返還請求権の存否)

(原告の主張の要旨)

本件刑事判決において、各個人税理士の個人事業収入と同額の外注費が認定され、当該外注費収入がEの売上除外額に相当するとともに、各個人税理士固有の経費はそのまま各個人税理士に帰属するものと判断された。そこで、各個人税理士の事業収入の全額がEへの外注費と認定され、各個人税理士とも事業所得は赤字になった。

したがって、課税処分は無効であり、確定申告において原告が納付した所得税及び消費税等は、全て還付すべきである。その額は、次のとおりである。

ア 所得税（請求1（1））

平成21年分	417万3650円
平成22年分	1255万9150円
平成23年分	1171万0280円
合計	2844万3080円

イ 消費税等（請求2（1））

平成21年課税期間分	1万0600円
平成22年課税期間分	112万2600円
平成23年課税期間分	124万8200円
合計	238万1400円

（被告の主張の要旨）

ア 本件刑事判決においては、Eの平成21年12月期、平成22年12月期及び平成23年12月期の法人税の各確定申告に関し、各個人税理士の個人事業収入とされていたものの一部がEに外注費として支払われ、Eの売上として計上されるべきであるのに、これらをEの売上から除外するなどして所得を秘匿し、内容虚偽の確定申告書を提出して不正の行為により法人税を免れた旨認定されたものである。具体的には、各個人税理士名義の顧問契約に基づいて支払われた税理士報酬のうち、丙班に支払われた1割相当額、並びに経費の支払や原告、乙及び丁（以下「丁」という。）に対する支払の原資となった5割相当額が、Eに帰属する旨判示されたものであって、各個人税理士の事業収入の全額がEへの外注費と認定されたものではない。

イ 過誤納金返還請求権は、納付すべき税額を超えて納付があった場合に発生するものである。所得税及び消費税等は、申告納税方式の国税であるところ（所得税法120条1項、消費税法45条1項）、申告納税方式の国税については、納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかった場合その他当該税額が税務署長又は税関長の調査したところと異なる場合に限り、税務署長又は税関長の処分により確定する（国税通則法15条1項、16条1項1号）のであって、申告により確定した税額は、税務署長等の処分（更正処分）がない限り、変動しない。

原告は、平成21年分から平成23年分までの所得税及び平成21年課税期間から平成23年課税期間までの消費税等について確定申告（本件各確定申告）をし、これによって、別表1「確定申告」欄の各「納付すべき税額」及び別表2「確定申告」欄の各「消費税及び地方消費税の合計税額」のとおり、所得税及び消費税等の納付すべき税額が確定している。そして、これらの納付すべき税額について税務署長による更正処分はされておらず、納付すべき税額がマイナスとなる所得税については還付済みであり、消費税等について納付すべき税額を超える額が納付された事実もないから、原告について、過誤納金返還請求権は発生していない。

（2）争点2（西宮税務署長が平成21・22年通知処分をしたことが信義則に反するか）

（原告の主張の要旨）

丙が、Eの修正申告を行うに際して、平成25年6月29日、大阪地方検察庁の戊検事（以下「戊検事」という。）及び大阪国税局査察部の査察官等に対し、「個人の所得税と消費税を返してくれないのなら、Eの修正申告はできない。」と言ったところ、戊検事は、「Eが修正申告するんやったら、個人所得税と消費税についてはこちらで計算して職権で返すのが当たり前やんか。なあ？」と前記査察官らに指示し、同人らもこれにうなずいて同意した。そこで、丙は、このやり取りを信頼してEの修正申告書を提出したのであるから、原告に対して所得税及び消費税等について還付するのは当然の対応である。しかるに、丙が査察官に還付を催促したのに対し、査察官からはいましばらく待つてほしいとの返事が続いたため、原告は、更正の請求書を提出する機会を逃した。

また、Eの修正申告に基づき所得税及び消費税等を還付されるべき者には、原告、乙及び丁のほかに、3名の税理士が含まれるところ、これら3名の税理士についてのみ、大阪国税局の査察官から金額も提示された上で更正の請求をするように指示され、所得税及び消費税等が全額還付されるという差別的取扱いがされた。

さらに、西宮税務署長は、国税通則法24条に基づき、職権で減額更正処分をすべきであった。

そうすると、西宮税務署長が平成21・22年通知処分をしたことは信義則に反する。

（被告の主張の要旨）

平成25年6月29日時点においては、平成21年分及び平成22年分の所得税並びに平成21年課税期間及び平成22年課税期間の消費税等に係る更正の請求の期限は既に徒過していたのであるから、戊検事の発言等により更正の請求書を提出する機会を逃したとはいえない。

また、原告の主張をもって、職権により減額更正をする旨の信頼を原告に生じさせながらこれをせず、更正の請求の期限の徒過を理由として更正をすべき理由がない旨の通知処分をすることが信義則に反するという趣旨のものであると解したとして、仮に戊検事が原告の主張するような発言をしたとしても、課税に関する権限のない検察官の発言により税務官庁の公的見解として減額更生をする旨が表示されたものでないことは明らかであり、原告に職権による減額更正がされるとの信頼を生じさせるものでもないし、税務官庁として戊検事の発言に同意したりその他職権により減額更正をする旨を原告に言明した事実はない。

（3）争点3（原告がEから源泉徴収税額相当額の未払金債務の免除を受けたか）

（被告の主張の要旨）

Gグループにおいては、E又は各個人税理士が顧客から受領する顧問料等について、Eに約6割（うち1割は丙班）、各業務担当班に約4割が分配されており、その分配は、源泉徴収税額控除前の金額に基づいて行われていた。原告が顧客から受領する顧問料等についても、丙班が原告名義の預金口座を管理し、顧客から入金された源泉徴収税額控除後の顧問料等の約4割を各業務担当班に分配していたところ、原告がEに支払うべき分配金（外注費）のうち源泉徴収税額相当額分が不足するため、原告は、Eに対し、同額の未払金債務（以下「本件未払金債務」という。）を負担していた。平成23年分の本件未払金債務の額は、612万8284円である。

そうしたところ、Eは、平成23年12月期の法人税の修正申告において、前記612

万8284円を含む3617万4859円を経費負担金として損失計上しているところ、このことは、同期において、原告に対して本件未払金債務を免除していたことを示すものである。

したがって、原告の平成23年分の所得税の課税標準及び税額の計算上、原告の収入として本件未払金債務の免除益612万8284円が計上されるべきである。

(原告の主張の要旨)

Eが原告に対して本件未払金債務を免除した事実はない。Eが修正申告をした時期には、原告は接見禁止付きで勾留されており、この修正申告に原告の意思が反映されることはあり得ない。

(4) 争点4 (原告がE及びAから申告外の役員報酬を受領したか)

(被告の主張の要旨)

ア 本件合同事務所元帳の役員報酬勘定には、原告に対する報酬として毎月200万円が計上され、同額が原告に支払われていた(ただし、現実の支払額は、原告が負担すべき費用等を控除した残額である。)

なお、原告は、本件各更正の請求の際、本件請求書明細(所得税)にEからの給与収入2400万円を記載し、Eから給与収入を受領していたことを前提としていた。

イ Aは、平成23年において、総勘定元帳に合計360万円のA役員報酬を計上し、その支払をした旨を記載しているところ、これが架空の報酬を計上したものとかがわからないから、原告が同額の報酬を受領したものというべきである。

(原告の主張の要旨)

原告がEから役員報酬を受けた事実はない。原告がEから受け取った月額200万円については、役員報酬、貸付金、仮払金、経費精算のいずれかであるかその性格は明確でなかったが、本件刑事判決を受けて、更正の請求の際に月額200万円を「一応」計上したにすぎない。

(5) 争点5 (必要経費の額)

(被告の主張の要旨)

ア 原告は、確定申告において、平成23年分の所得税の必要経費として、車両費128万7910円及び支払手数料173万9935円を計上したが、車両費のうち120万円及び支払手数料のうち136万6000円について、その支出の事実を確認できる書類を提出しなかった。

したがって、車両費のうち120万円及び支払手数料のうち136万6000円については、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入すべきでない。

イ 原告は、平成23年分の所得税の更正の請求において、必要経費に算入すべきものとして、租税公課169万0400円(確定申告と同じ。)、通信費4万5186円、利子割引料3468円(確定申告と同じ。)、支払手数料173万9935円(確定申告と同じ。)、諸会費13万4800円を計上した。しかし、これらのうち205万8799円(租税公課166万3900円、通信費4万5186円、利子割引料3468円、支払手数料24万5445円、諸会費10万0800円)については、Eがその支払をし、修正申告(前記前提事実(5))において損金処理された。

したがって、前記205万8799円については、原告が支出し、負担したものでな

いから、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入すべきでない。

(原告の主張の要旨)

争う。

(6) 争点6 (本件業務委託分報酬が原告に帰属するか)

(被告の主張の要旨)

本件業務委託分報酬は、名目上、Dを受託者とする業務委託契約に基づく委託料であるが、これらの契約は、Gグループの顧問先である顧客が架空の経費を計上するために締結された架空の契約である。そして、このような脱税を指南するなどの業務は、原告が税理士としての知識、経験に基づいて考案し、前記顧客に提案したものであり、当該顧客は、原告の税理士としての知見に基づいて前記業務が行われるとの認識の下に業務を委託したものと解される。

また、本件業務委託分報酬が振込入金されるDの預金口座は原告が管理し、顧客への返還は原告が現金で手渡しする方法により行われていたのである上、顧客における架空経費の計上を行った担当税理士に対する分配金相当額が、Eから原告に支払われる給与から控除されており、原告が本件業務委託分報酬に係る業務の経費を負担していたものといえる。

以上によれば、顧客から脱税指南等の業務を受託したのは原告であり、本件業務委託分報酬は原告に帰属するものである。

(原告の主張の要旨)

ア 本件業務委託分報酬に関して、契約に基づく振込金の8割相当額をGグループの顧問先である顧客に返還していたことは認めるが、業務の全てが架空であったからではなく、相場より相当程度高額な報酬を請求していたためであるというのが正しい。D各社の預金口座は、原告名義の預金口座と同様に丙班によって管理されていたのであり(D各社の預金口座だけは原告が管理していたというのは不自然である。)、本件業務委託分報酬は、Dに帰属する。

イ 西宮税務署長は、原告による更正の請求を奇貨として、刑事裁判や査察調査において明らかにされておらず、かつ、更正の請求の内容になっていない本件業務委託分報酬、本件業務委託外分報酬、債務免除、役員報酬等を認定しているところ、これは不意打ちで違法である。

(7) 争点7 (本件業務委託外分報酬が原告に帰属するか)

(被告の主張の要旨)

原告は、本件業務委託外分報酬に係る業務に関して、「売上一覧」と題するメモを作成してこれを丙班に交付し、丙班において本件売上集計表に計上していた。原告は、顧客から本件業務委託外分報酬を現金で受領していたが、その現金を丙班に交付することはなかったのであり、手元に留めていたものと考えられる。また、本件業務委託外分報酬は本件合同事務所元帳やEの総勘定元帳において売上として計上されていない。さらに、原告は、本件業務委託分報酬の場合と同様に、本件業務委託外分報酬に係る業務の経費を負担していた。

以上によれば、本件業務委託外分報酬は原告に帰属するものというべきである。

(原告の主張の要旨)

争う。

(8) 争点8 (本件業務委託分報酬及び本件業務委託外分報酬は事業所得であるか雑所得であるか)

(被告の主張の要旨)

税理士法1条は、税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする旨規定する。

しかるに、本件業務委託分報酬は、脱税指南等の業務に対する報酬であって、およそ税理士としての通常の業務(適正な税務申告の実現)から生じた所得とはいえない。また、本件業務委託外分報酬は、顧客に対する税務調査において追徴税額を圧縮させたことに対する成功報酬等として支払われたものであって、税理士としての通常の業務とはかけ離れたものというべきである。

したがって、本件業務委託分報酬及び本件業務委託外分報酬は、いずれも雑所得である。

(原告の主張の要旨)

本件業務委託分報酬及び本件業務委託外分報酬は税理士業務に付随した業務に係る収入であるから、事業所得である。

(9) 争点9 (本件各義務付け請求に係る訴えの適法性)

(原告の主張の要旨)

ア 住民税(市町村民税)及び事業税については、所得税の確定申告書を提出した時点で住民税の申告をしたものとみなされ(前者について地方税法317条の3、後者について同法72条の55の2第1項)、税務署は、確定申告書提出者の住所地の役所に機械的に確定申告書を開示するという運用がされている。

更正の請求書についても、一旦機械的に市町村又は都道府県にその内容を通知し、更正の請求に対して更正をすべき理由がない旨の通知処分をした場合にはその旨を市町村又は都道府県に再度通知するという運用をしていれば、原告の住民税及び事業税について減額更正処分がされた可能性がある。

以上によれば、西宮税務署長が前記の通知を怠ったことによって住民税及び事業税についての更正の請求の期限が徒過し、西宮市及び大阪府が減額更正処分をする機会が実質的に妨げられたものであり、事実上の処分を行ったのに等しい結果が生じたものというべきである。

イ 後記(被告の主張の要旨)のとおり、直接的には西宮税務署長に処分の権限があるわけではない。しかし、前記アの運用からすると、住民税及び事業税については、実務上ないし事実上は税務署が行政処分を行っているに等しい。

(被告の主張の要旨)

非申請型の処分の義務付けの訴えの要件として、当該処分を行う権限が行政庁にあることが求められる。

しかるに、税務署長は、市町村長や道府県知事から閲覧又は記録の請求があった場合には、関係書類を閲覧させ、又は記録をさせなければならないが(地方税法72条の59第1項、325条)、そのような請求がないにもかかわらず、税務署長が、更正の請求や更正処分等の決定(更正をすべき理由がない旨の通知処分を含む。)がされた事実やその内容を市町村や都道府県に通知する法令上の根拠はなく、そのような通知をする権限はない。

(10) 争点10 (西宮税務署長が大阪府に対して通知及び請願をしなかったことについての違法性)

(原告の主張の要旨)

前記(9)(原告の主張の要旨)と同じ。

(被告の主張の要旨)

前記(9)(被告の主張の要旨)のとおり、西宮税務署長において、大阪府に対する通知等を行うべきことを定めた法令の規定はなく、通知等を行う職務上の義務はないから、西宮税務署長が当該通知等を行わなかったことをもって国家賠償法上の違法行為と評価される余地はない。

第3 当裁判所の判断

1 争点1 (原告の過誤納金返還請求権の存否) について

(1) 所得税及び消費税等は、申告納税方式の国税であるところ(所得税法120条1項、消費税法45条1項)、申告納税方式の国税については、納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかった場合その他当該税額が税務署長又は税関長の調査したところと異なる場合に限り、税務署長又は税関長の処分により確定する(国税通則法15条1項、16条1項1号)のであって、申告により確定した税額は、税務署長等の処分(更正処分)がない限り、変動しない。

これを本件についてみると、前記前提事実(7)アのとおり、原告は、平成21年分から平成23年分までの所得税及び平成21年課税期間から平成23年課税期間までの消費税等について確定申告をし(本件各確定申告)、これによって、所得税及び消費税等の納付すべき税額が確定している。そして、弁論の全趣旨によれば、これらの納付すべき税額について税務署長による更正処分はされていないことが認められる。

したがって、原告について、過誤納金返還請求権は発生していない。

(2) これに対して、原告は、本件刑事判決において、各個人税理士の個人事業収入と同額の外注費が認定され、当該外注費収入がEの売上除外額に相当するとともに、各個人税理士固有の経費はそのまま各個人税理士に帰属するものと判断され、各個人税理士の事業収入の全額がEへの外注費と認定され、各個人税理士とも事業所得は赤字になったとして、確定申告において原告が納付した所得税及び消費税等は、全て還付すべきである旨主張する。

しかしながら、前記(1)で説示したところに照らして、原告の前記主張はそれ自体失当である。

また、本件全証拠によっても、本件各確定申告が客観的に明白かつ重大な錯誤に基づくものであって、法の定めた過誤是正以外の方法による是正を許さないとすれば納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情は認められないのであり(かえって、後記3で説示するとおり、平成23年分の所得税及び平成23年課税期間の消費税等については、納付すべき税額が確定申告に係るそれを下回らない。)、本件各確定申告が無効であるとはいえない。

したがって、原告の前記主張は前提を欠くものであって、採用することができない。

(3) 以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求1(1)、2(1)はいずれも理由がない。

2 争点2（西宮税務署長が平成21・22年通知処分をしたことが信義則に反するか）について

(1) 原告は、①丙が、Eの修正申告を行うに際して、平成25年6月29日、戊検事及び大阪国税局査察部の査察官等に対し、「個人の所得税と消費税を返してくれないのなら、Eの修正申告はできない。」と言ったところ、戊検事は、「Eが修正申告するんやったら、個人所得税と消費税についてはこちらで計算して職権で返すのが当たり前やんか。なあ？」と前記査察官らに指示し、同人らもこれにうなずいて同意した、②丙は、このやり取りを信頼してEの修正申告書を提出したのであるから、原告に対して所得税及び消費税等について還付するのは当然の対応である、③しかるに、丙が査察官に還付を催促したのに対し、査察官からはいましばらく待ってほしいとの返事が続いたため、原告は、更正の請求書を提出する機会を逃した、④西宮税務署長は国税通則法24条に基づき職権で減額更正処分をすべきであったから、西宮税務署長が平成21・22年通知処分をしたことが信義則に反する旨主張する。

しかしながら、そもそも、Eの修正申告の基礎となる事実関係を前提として各個人税理士の所得税及び消費税等についての納付すべき税額を計算し直したとしても、納付すべき税額の計算の基礎となる事実には、当該税理士の所得等に関するその余の事実も含まれることから、当該税理士の所得税及び消費税等について還付金等が生ずるものとは必ずしもいえない（現に、後記3で説示するとおり、原告の平成23年分の所得税及び平成23年課税期間の消費税等については、Eの修正申告の基礎となる事実関係を前提としても、還付金等は発生しないのであり、その余の年に係る所得税及びその余の課税期間に係る消費税等についても同様となる可能性がある。）。また、職権で所得税や消費税等を還付するといっても、その金額が一義的に明白であるとは限らないところ、原告は税理士であったのであるから、自ら更正の請求をしない限り、課税庁との間で還付金の額等について見解の相違が生ずることを当然に予想することができたものである。さらに、前記①のやり取りは戊検事と丙との間のやり取りであって、戊検事と原告との間のやり取りではないし、検察官は課税に関して何らの権限を有していないのであり、前記①のやり取りによって、原告において課税に関する何らかの処分が確実に行われるなどと信頼することができないことは明らかというべきである（同様に、仮に前記③のような丙と査察官とのやり取りがあったとしても、丙でなく原告が更正の請求書を提出しなかったことについて、西宮税務署長に非難されるべき落ち度があったものとはいえない。）。そうすると、前記①のやり取りがあったからといって、職権での減額更正処分がされると原告が信頼することが合理的な状況であったとはいえず、原告がそのような期待を抱いたとしても、それは単なる内心の希望にすぎず、保護に値するものとはいえないというべきである。そして、前記のとおり、平成21年分及び平成22年分の所得税並びに平成21年課税期間及び平成22年課税期間の消費税等について還付金等が生じたとは限らないのであり、本件全証拠によっても、西宮税務署長が減額更正処分をすべき義務を負っていたものと認めるに足りない。

以上によれば、仮に前記①のやり取りがあったとしても、平成21・22年通知処分の信義則違反をいう原告の前記主張は採用することができない。

(2) 原告は、Eの修正申告に基づき所得税及び消費税等を還付されるべき者には、原告、乙及び丁のほかに、3名の税理士が含まれるところ、これら3名の税理士についてのみ、大阪国税局の査察官から金額も提示された上で更正の請求をするように指示され、所得税及び消費

税等が全額還付されるという差別的扱いがされたから、西宮税務署長が平成21・22年通知処分をしたことが信義則に反する旨主張する。

しかしながら、前記(1)で説示したとおり、各個人税理士の納付すべき税額の計算の基礎となる事実には、Eの修正申告の基礎となる事実関係以外の事実も含まれることから、当該税理士の所得税及び消費税等について還付金等が生ずるか否かは個別の税理士ごとによって異なり得る。

そうすると、各個人税理士のうち一部の者について更正の請求がされて所得税及び消費税等が還付されたからといって、原告に還付金等が生ずるとは限らないのであり(前記(1)参照)、原告の前記主張は採用することができない。

(3)したがって、西宮税務署長が平成21・22年通知処分をしたことが信義則に反するとはいえないから、平成21・22年通知処分は適法である。

3 平成23年通知処分の適法性について

(1) 認定事実

前記前提事実に掲記の証拠及び弁論の全趣旨を総合すれば、次の事実が認められる。

ア Gグループは、税理士(原告及び乙を除く。)又は幹部事務員を班長とする業務担当班を編成し、記帳代行、決算、税務調査立会い等の業務を行っていた。

前記業務担当班のうち、丙班は、Gグループの総務や経理事務を担当し、Gグループの顧客に対する税理士報酬の請求をするほか、税理士報酬の入金先となるE及び各個人税理士名義の預金口座の通帳やキャッシュカードを預かり、その収入を一元的に管理していた。また、丙班は、事務所の家賃、水道光熱費、備品・設備等に係る費用及び各個人税理士の個人事務所の家賃等、Gグループ全体で発生する経費も一元的に管理し、前記口座に入金されている資金又は手元に留保している現金を原資として、その支払をしていた。そして、丙班は、丙班の把握するGグループの収支の状況並びに各個人税理士の預金口座の入金額及び残高を、非公表の本件合同事務所元帳に記帳していた。

イ(ア)Gグループにおいては、E名義又は各個人税理士名義で顧客と顧問契約を締結し、税理士報酬(顧問料等)を受領していたが、原告は、Gグループの顧問先である顧客に対し、前記顧問契約に基づき各個人税理士が行っていた本来の税理士業務とは別に、業務委託料名目で顧客から支払を受け、これを当該顧客の経費として計上するとともに、手数料を差し引いた上で残額(約8割相当額)を当該顧客に現金で返還するという方法による脱税を持ちかけ、実行していた。この場合、当該顧客は、Dとの間で架空の業務委託契約を締結した上で、原告が管理するD名義の預金口座に業務委託料名目の金員を振込入金し(ごく例外的に、現金が交付される場合もあった。)、原告は、同口座から払い戻された現金の一部(前記の残額)を当該顧客に返還していた。

前記の業務委託契約に係る受託者の名義は、おおむね、平成19年9月頃から平成21年8月頃まではC、同年9月から平成23年11月まではA、同年12月以降はBと変更されたが、当該変更前に締結された架空の業務委託契約に関しても、当該変更に沿うように振込口座の変更がされた。その際には、原告側から顧客に対し、D各社のうち新たに受託者となる会社の預金口座へと振込先が変更になる旨の通知が一方的に送付されるのみであって、当該変更後の預金口座の名義人と顧客との間で、新たに契約書が作成されることはなく、また、Dの商号はいずれも「株式会社D」である

(前記前提事実(1)ア)ため、顧客の側で受託者の変更を認識することは困難な状況であった。(乙2)

(イ)原告は、前記(ア)の顧問契約に基づく義務とは別に、顧客から、税務調査への対応等の単発の業務を依頼されることがあり、その報酬等(本件業務委託外分報酬)を現金で受領していたが、その現金を丙班やEに交付することはなかった。

(ウ)原告は、本件業務委託分報酬及び本件業務委託外分報酬について、売上計上先、支払月日、相手先、内容、金額及びこの金額のうち各個人税理士に外注費として分配する額等を記載した「売上一覧」と題するメモ(以下「本件売上一覧メモ」という。)を毎月作成していた。その際、原告は、本件業務委託外分報酬については、売上計上先を「その他」と記載していた。原告は、毎月、丙に対し、本件業務委託分報酬が振込入金されるD名義の預金口座に係る通帳と共に本件売上一覧メモを交付していた(前記通帳は、本件売上集計表の作成後に、原告に返却されていた。)(乙15、30)

ウ 丙班は、Dグループの顧客からの売上額並びにグループ内での分配割合及び分配額を記載した月次の売上集計表(本件売上集計表)を作成していた。その際、丙班は、(ア)前記イ(ア)の顧問契約に基づく売上については、約1割相当額が丙に、約4割相当額が実際に税理士業務を担当した業務担当班の班長に分配され、その余がGグループに留保されるように記載していた。他方、(イ)本件売上一覧メモに記載された売上については、D名義の預金口座に係る通帳と照合した上、本件売上メモの記載に従った内容を記載し、①本件売上メモにおいて売上計上先がD等とされたもの(本件業務委託分報酬等)と②「その他」とされたもの(本件業務委託外分報酬)とに分けて、外注費として分配される額を集計していた。(乙15、乙18の2・3)

丙班は、本件売上集計表に基づき、毎月、業務担当班の班長である税理士らに対する分配金の額等を記載した分配表(本件分配表)を作成した上、その管理する口座から現金を払い戻すなどして分配金を用意し、原告が、毎月22日から24日の間に、Eの事務所内の「社長室」と呼ばれる原告の部屋において、各業務担当班の班長に対し、分配金を手渡し等の方法で支給していた。

エ 丙班は、平成23年1月から同年12月までの間、本件合同事務所元帳の役員報酬勘定に、原告に対する報酬として毎月200万円を計上した上で、原告個人が負担すべき費用として、①丙班が管理する原告名義の預金口座からの引落額、②本件業務委託分報酬等に係る税理士らに対する分配金の額(本件分配表において「関連会社分」とされたもの)及び③本件業務委託外分報酬に係る税理士らに対する分配金の額(本件売上メモにおいて売上計上先が「その他」とされたもの)を控除して、その残額を原告に交付していた。(乙15、16、17の1)

オ 平成23年1月1日から同年12月31日までの本件業務委託分報酬の額は、別表3の「本件業務委託分報酬(①—②—③)」の「年間合計」欄記載のとおり、合計2754万3000円である。(乙18の1、乙28の1から3まで、乙32)

カ 平成23年1月1日から同年12月31日までの本件業務委託外分報酬の額は、別表4の「本件業務委託外分報酬(①—②)」の「年間合計」欄記載のとおり、合計2475万3350円である。(乙30)

(2) 争点4 (原告がE及びAから申告外の役員報酬を受領したか) について

ひとまずEについて検討すると、前記認定事実エによれば、Gグループの収支の状況等を記載した本件合同事務所元帳に原告に対する役員報酬として月額200万円(年間2400万円)が計上されており、原告が、これから原告個人が負担すべき費用である本件業務委託分報酬及び本件業務委託外分報酬に係る経費(税理士らに対する分配金)等を控除した残額の交付を受けていたというのである。以上に加えて、①原告は、Eの「社長室」と呼ばれる原告の部屋において業務担当班の班長に対して分配金を支給するなどしており(前記認定事実ウ)、Eの実質的主宰者であったとかがわかること、②Eが修正申告時に原告に対する年間2400万円(平成23年12月期)の役員報酬を計上したこと(前記前提事実(5))、③原告自身、本件各更正の請求において、同額の役員報酬を計上したこと(乙8)をも総合すれば、原告は、平成23年において、Eから役員報酬2400万円を受領したものと推認される。

(3) 争点6 (本件業務委託分報酬が原告に帰属するか) について

ア 前記認定事実イ(ア)によれば、本件業務委託分報酬は原則として原告が管理するD名義の預金口座に振込入金されていたが、原告側の一方的な通知によってその振込先の預金口座がDのうちの別法人のものに変更されていたというのであり、預金口座の名義人に実質的な意味はなかったものと推認される。また、Dではなく原告が、自らが個人としてEから受領する役員報酬の中から、本件業務委託分報酬に係る経費(税理士らに対する分配金)を負担していたものである(前記認定事実イ(ウ)、ウ、エ)。

そうすると、顧客との間における架空の業務委託契約を締結していたのは、実質的には原告であるというべきであり、本件業務委託分報酬は原告に帰属するものと認めるのが相当である。

イ これに対して、原告は、Dの預金口座は、原告名義の預金口座と同様に丙班によって管理されていたのであり、本件業務委託分報酬は、Dに帰属する旨主張する。しかしながら、前記認定事実イ(ウ)、ウのとおり、Dの預金口座は原告が管理していたものであり、原告の前記主張は前提を欠き、採用することができない。

なお、証拠(乙1)によれば、本件刑事判決において、本件売上集計表の「収入の帰属」欄に税理士個人の名称が記載され、売上の帰属主体が税理士個人とされていた売上額(いずれも前記認定事実ウ(ア)に含まれる。)の6割相当額をEの売上として計上すべきものであった旨が認定判断されているが、本件業務委託分報酬及び本件業務委託外分報酬は、いずれも前記売上額に含まれないものであるから(前記認定事実ウ(イ))、前記アの認定が本件刑事判決と矛盾するものではない。

そのほか、原告は、約8割相当額を返還していたことは認めるが、業務の全てが架空であったからではなく、相場より相当程度高額報酬を請求していたためである旨主張する。しかしながら、相場の5倍程度の報酬を度々請求するということが不自然不合理であり、この主張は採用できない。また、仮にそのような事実があったとしても、前記アで引用した認定事実を照らせば、本件業務委託分報酬が原告に帰属するとの前記アの認定判断を左右するものではない。

ウ また、原告は、西宮税務署長は、原告による更正の請求を奇貨として、刑事裁判や査察調査において明らかにされておらず、かつ、更正の請求の内容になっていない本件業

務委託分報酬、本件業務委託外分報酬、債務免除、役員報酬等を認定しているところ、これは不意打ちで違法である旨主張する。

しかしながら、更正の請求に対して更正をすべき理由がない旨の通知処分をするか更正処分をするかを税務署長が判断するに当たって、更正の請求において納税者が取り上げた事実の有無のみを判断しなければならないと解すべき法令上の根拠はない。原告の前記主張は独自の見解であり、採用することができない(なお、原告の平成23年分の所得税及び平成23年課税期間分の消費税等について増額更正処分がされたことはうかがわれない。)

(4) 争点7 (本件業務委託外分報酬が原告に帰属するか) について

前記認定事実イ(イ)、ウ、エによれば、本件業務委託外分報酬は、原告が現金で受領し、その現金を丙班やEに交付することはなかった上、原告が、自らが個人としてEから受領する役員報酬の中から、本件業務委託外分報酬に係る経費(税理士らに対する分配金)を負担していたというのである。

そうすると、本件業務委託外分報酬は原告に帰属するものと認めるのが相当である。

(5) 争点8 (本件業務委託分報酬及び本件業務委託外分報酬は事業所得であるか雑所得であるか) について

ア 事業所得とは、農業、林業及び狩猟業、濃業及び水産養殖業、鉱業(土石採取業を含む。)、建設業、製造業、卸売業及び小売業(飲食店業及び料理店業を含む。)、金融業及び保険業、不動産業、運輸通信業(倉庫業を含む。)、医療保険業、著述業その他のサービス業並びにその他対価を得て継続的に行う事業(不動産の貸付業又は船舶若しくは航空機の貸付業に該当するものを除く。)から生ずる所得(山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。)をいう(所得税法27条1項、同法施行令63条)。

これを本件についてみると、本件業務委託分報酬は、原告が、Gグループの顧問先の顧客との間で、反復継続的に、手数料を受領し、経費を負担しながら行っていた架空の経費計上業務から生じた所得であるから(前記認定事実イ(ア)、オ)、事業所得に該当するものというべきである。また、本件業務委託外分報酬は、原告が、顧客との間で、反復継続的に、報酬を受領し、経費を負担しながら行っていた税務調査への対応等の業務から生じた所得であるから(前記認定事実イ(イ)、カ)、事業所得に該当するものというべきである。

イ これに対して、被告は、本件業務委託分報酬は、脱税指南等の業務に対する報酬であって、およそ税理士としての通常の業務(適正な税務申告の実現)から生じた所得とはいえず、本件業務委託外分報酬は、顧客に対する税務調査において追徴税額を圧縮させたことに対する成功報酬等として支払われたものであって、税理士としての通常の業務とはかけ離れたものというべきであるから、いずれも雑所得である旨主張する。

しかしながら、法令によって禁止されている事業であっても、所得税法27条1項及び同法施行令63条にいう「事業」に該当するものと解されるから、被告の主張する事情は前記アの認定判断を左右するものではない。

(6) まとめ(平成23年通知処分の適法性)

以上に説示したところに証処(乙8)及び弁論の全趣旨を総合すれば、その余の争点(争点3、争点4のうちAからの役員報酬の受領の有無、争点5)について、仮に原告主

張のとおり的事実が認められるとしても、別紙3「平成23年通知処分の適法性に関する当裁判所の判断」のとおり、原告の平成23年分の所得税及び平成23年課税期間の消費税等に係る納付すべき税額は、本件各確定申告に係るそれ（所得税については△171万0303円、消費税等については68万7000円）を上回ることが認められる。

したがって、平成23年通知処分は適法である。

4 本件各通知処分の適法性についての小括（請求1（2）、2（2）関係）

前記2、3で説示したところによれば、本件各通知処分はいずれも適法であり、その余の争点（争点3、争点4のうちAからの役員報酬の受領の有無、争点5）について判断するまでもなく、原告の請求1（2）、2（2）はいずれも理由がない。

5 争点9（本件各義務付け請求に係る訴えの適法性）について

(1) 原告は、非申請型の処分の義務付けの訴えとして、西宮税務署長が、西宮市及び大阪府に対して本件各更正の請求に係る請求書内容及び本件各通知処分をした旨を通知すること並びに個人住民税及び個人事業税が原告に還付されるよう西宮市及び大阪府に請願することの義務付けを求めているものである（本件各義務付け請求）。

非申請型の処分の義務付けの訴えは、行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求める訴訟であり、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟（抗告訴訟）の一類型であるから、その対象は、行政処分に該当する行為、すなわち、公権力の主体たる国又は公共団体が法令に基づき行う行為のうち、その行為によって直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいうと解される（最高裁昭和●●年（○○）第●●号同39年10月29日第一小法廷判決・民集18巻8号1809頁）。

(2) そこで検討すると、所得税に関する更正の請求がされた場合に、請求を受けた税務署長が、当該更正の請求をした者が住民税又は個人の事業に対して課する事業税を納付することとなる地方公共団体に対し、当該請求の内容及び当該請求に対して更正をすべき理由がない旨の通知処分を行った場合に当該処分を行った事実を通知すべきこと並びに個人住民税及び個人事業税が当該更正の請求をした者に還付されるよう地方公共団体に請願すべきことを定めた法令上の規定は見当たらない。また、当該税務署長が、地方公共団体に対し、当該通知又は当該請願をすることによって、当該更正の請求をした者を含む国民の権利義務が形成され、又はその範囲が確定されるものとは認められない。

したがって、原告が義務付けを求める行為は、抗告訴訟の対象となる行政処分に該当しないものと解するのが相当である。

(3) これに対して、原告は、「住民税及び事業税については、所得税の確定申告書を提出した時点で住民税及び事業税の申告をしたものとみなされ、税務署は、確定申告書提出者の住所地の役所に機械的に確定申告書を開示するという運用がされており、一旦機械的に市町村又は都道府県に更正の請求の内容を通知し、更正の請求に対して更正をすべき理由がない旨の通知処分をした場合にはその旨を市町村又は都道府県に再度通知するという運用をしていれば、原告の住民税及び事業税について減額更正処分がされた可能性がある。西宮税務署長が前記の通知を怠ったことによって住民税及び事業税について西宮市及び大阪府が減額更正処分をする機会が実質的に妨げられたものであり、事実上の処分を行ったのに等しい結果が生じたものというべきである。」などと主張する。

そこで検討すると、確かに、市町村内に住所を有する個人の市町村民税の所得割につい

て、政府が総所得金額等を更正した場合、市町村は、原則として、当該更正した金額を基準として所得割の課税標準である総所得金額等を算定するものとされるほか（地方税法315条1号）、個人の行う事業に対する事業税について、納税義務者の前年中の所得税の課税標準である所得のうち不動産所得及び事業所得を税務官署が更正した場合、原則として、当該更正した課税標準を基準として事業税を課するものとされるのであり（同法72条の50第1項）、税務署長が所得税について更正処分をした場合、個人の市町村民税や個人の行う事業に対する事業税の課税標準の算定に影響を及ぼすものといえる。

しかしながら、この影響は、税務署長による更正処分そのものによって当然に生ずるものであり、税務署長が市町村や道府県に対し更正処分をしたことを通知することによって生ずるものではない。また、更正をすべき理由がない旨の通知処分は、税務署長において申告内容の是正権の発動を拒否し、申告税額等について減額を認めないことを確認する効果を有するものであって、申告によって確定した税額や課税標準（総所得金額、事業所得等）を変動させる処分ではなく、個人の市町村民税や個人の行う事業に対する事業税の課税標準の算定に影響を与えるものではない。

加えて、納税義務者が国税たる所得税について更正の請求をしたからといって、道府県や市町村が住民税や事業税の課税標準について調査すべき義務を負う旨の法令の定めはないのであり、道府県や市町村において前記更正の請求がされた事実を認識した結果、前記の調査をする可能性があるとしても、それは事実上の影響にすぎない。

そうすると、本件各通知行為が、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定するものということとはできないのであり、原告の前記主張は採用することができない。

- (4) 以上のとおり、原告が義務付けを求める行為は抗告訴訟の対象となる行政処分に該当しないから、その余の点について判断するまでもなく、本件各義務付け請求（請求3、4（1））に係る訴えは不適法である。

6 争点10（西宮税務署長が大阪府に対して通知及び請願をしなかったことについての違法性）について

国家賠償法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責任を負うことを規定するものであるから、公務員による公権力の行使に係る行為に同項にいう違法があるというためには、公務員が当該行為によって損害を被ったと主張する者に対して負う職務上の法的義務に違反したと認められることが必要であると解される（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁、最高裁平成●●年（〇〇）第●●号、第●●号、同年（〇〇）第●●号、第●●号同17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087頁参照）。

原告は、西宮税務署長が大阪府に対して本件各更正の請求に係る請求書の内容及び本件各通知処分をした旨を通知しなかったこと並びに個人事業税が原告に還付されるよう大阪府に請願しなかったことが国家賠償法1条1項の適用上違法である旨主張しているものの、西宮税務署長がこの行為をすべきことについて法令上の根拠がないことは前記5（2）で説示したとおりであって、その他、被告の公務員が、原告に対し、前記行為を行うという職務上の法的義務を負うことを根拠付ける事実があるということとはできない。

したがって、前記行為を行わなかったことにより、被告が国家賠償法上の損害賠償義務を負

うとは認められないから、原告の請求4（2）は理由がない。

第4 結論

よって、本件各義務付け請求に係る訴えはいずれも不適法であるからこれを却下し、原告の
その余の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 三輪 方大

裁判官 齋藤 毅

裁判官 内藤 陽子

(別紙1)

指定代理人目録

溝口 優、市谷 諭史、東 正幸、山端 克明、福田 佳弘、正木 一紀

以上

(別紙2)

平成23年通知処分の根拠及び適法性に関する被告の主張

1 平成23年分の所得税の課税の根拠

原告に係る平成23年分の所得税の納付すべき税額等とは、次のとおりである。なお、金額の前の「△」は、損失の金額を表す(以下同じ)。

(1) 総所得金額(別表5「被告主張額」欄の32) 7532万1325円

前記金額は、次のアからエまでの金額の合計額である。

ア 配当所得(別表5「被告主張額」欄の1) 5万3516円

前記金額は、確定申告における配当所得の金額と同額である。

イ 事業所得(別表5「被告主張額」欄の23) △317万7841円

前記金額は、次の(ア)の総収入金額から同(イ)の必要経費を控除した金額である。

(ア) 総収入金額 9133万3621円

前記金額は、次のaの事業収入金額に同bの雑収入金額を加算した金額である。

a 事業収入金額(別表5「被告主張額」欄の2) 8520万5337円

前記金額は、確定申告における事業収入金額8570万5337円から架空の売上50万円を控除した金額であり、原告が本件各更正の請求の際に提出した「甲 所得税の更正の請求書明細」(以下「本件請求書明細(所得税)」という。)の「平成23年分」「請求額」の「売上」欄記載の金額と同額である。

b 雑収入金額(別表5「被告主張額」欄の3) 612万8284円

原告は、Gグループの顧客から受領する顧問料等について、Eに対して源泉徴収税額相当額の債務を負っていたところ、Eからその免除を受けた。前記金額は、その債務免除益の額である。

(イ) 必要経費(別表5「被告主張額」欄の20) 9451万1462円

前記金額は、次のaからnまでの合計額である。

a 租税公課(別表5「被告主張額」欄の4) 2万6500円

前記金額は、本件請求書明細(所得税)の「平成23年分」「請求額」の「租税公課」欄記載の金額である169万0400円から、Eが負担したと認められる166万3900円を控除した金額である。

b 旅費交通費(別表5「被告主張額」欄の5) 1万8000円

前記金額は、本件請求書明細(所得税)の「平成23年分」「請求額」の「旅費交通費」欄記載の金額と同額である。

c 通信費(別表5「被告主張額」欄の6) 0円

前記金額は、本件請求書明細(所得税)の「平成23年分」「請求額」の「通信費」欄記載の金額である4万5186円から、Eが負担したと認められる同額を控除した金額である。

d 接待交際費(別表5「被告主張額」欄の7) 2万1726円

前記金額は、本件請求書明細(所得税)の「平成23年分」「請求額」の「接待交際費」欄記載の金額と同額である。

e 損害保険料(別表5「被告主張額」欄の8) 23万3970円

前記金額は、本件請求書明細（所得税）の「平成23年分」「請求額」の「損害保険料」欄記載の金額と同額である。

f 減価償却費（別表5「被告主張額」欄の10） 42万9305円

前記金額は、本件請求書明細（所得税）の「平成23年分」「請求額」の「減価償却費」欄記載の金額と同額である。

g 利子割引料（別表5「被告主張額」欄の11） 0円

前記金額は、本件請求書明細（所得税）の「平成23年分」「請求額」の「利子割引料」欄記載の金額である3468円から、Eが負担したと認められる同額を控除した金額である。

h 車両費（別表5「被告主張額」欄の12） 8万7910円

前記金額は、本件請求書明細（所得税）の「平成23年分」「請求額」の「車両費」欄記載の金額である128万7910円から、支払の事実等が認められない120万円を控除した金額である。

i 支払手数料（別表5「被告主張額」欄の13） 12万8490円

前記金額は、本件請求書明細（所得税）の「平成23年分」「請求額」の「支払手数料」欄記載の金額である173万9935円から、Eが負担したと認められる24万5445円及び支払の事実等が認められない136万6000円を控除した金額である。

j 諸会費（別表5「被告主張額」欄の14） 3万4000円

前記金額は、本件請求書明細（所得税）の「平成23年分」「請求額」の「諸会費」欄記載の金額である13万4800円から、Eが負担したと認められる10万0800円を控除した金額である。

k 外注費（別表5「被告主張額」欄の15） 8520万5337円

原告は、請け負った業務の全てをE及び記帳を代行する税理士に外注していたことから、前記（ア）aの事業収入金額と同額である。

l 貸倒金（別表5「被告主張額」欄の17） 6万2724円

前記金額は、本件請求書明細（所得税）の「平成23年分」「請求額」の「貸倒損失」欄記載の金額と同額である。

m 雑費（別表5「被告主張額」欄の18） 226万3500円

前記金額は、本件請求書明細（所得税）の「平成23年分」「請求額」の「雑費」欄記載の金額と同額である。

n 専従者給与（別表5「被告主張額」欄の19） 600万円

前記金額は、本件請求書明細（所得税）の「平成23年分」「請求額」の「専従者給与」欄記載の金額と同額である。

ウ 給与所得（別表5「被告主張額」欄の27） 2614万4500円

前記金額は、本件請求書明細（所得税）の「平成23年分」「請求額」の「給与所得」欄に記載された給与所得であるBからの給与収入171万円に、Eからの給与収入2400万円及びAからの給与収入360万円を加算した2931万円から、所得税法28条3項（平成24年法律第16号による改正前のもの）の規定により給与所得控除額を控除した金額である。

エ 雑所得（別表5「被告主張額」欄の31） 5230万1150円

前記金額は、確定申告における雑所得の金額に、本件業務委託分報酬2754万3000円及び本件業務委託外分報酬2475万3350円を加算した金額である。

(2) 所得から差し引かれる金額（所得控除）（別表5「被告主張額」欄の33）

63万5542円

前記金額は、確定申告における所得から差し引かれる金額と同額である。

(3) 課税される所得金額（別表5「被告主張額」欄の34）

7468万5000円

前記金額は、前記(1)の総所得金額から前記(2)の所得から差し引かれる金額を控除した金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(4) 課税される所得金額に対する税額（別表5「被告主張額」欄の35）

2707万8000円

前記金額は、前記(3)の課税される所得金額に所得税法89条1項（平成25年法律第5号による改正前のもの）の規定を適用して算出した金額である。

(5) 配当控除額（別表5「被告主張額」欄の36）

2675円

前記金額は、確定申告における配当控除の金額と同額である。

(6) 住宅借入金等特別控除額（別表5「被告主張額」欄の37）

0円

租税特別措置法41条1項（平成25年法律第5号による改正前のもの）は、その者のその年分の所得税に係るその年の所得税法2条1項30号に規定する合計所得金額が3000万円以下である年については、その年分の所得税の額から住宅借入金等特別税額控除額を控除する旨規定しているところ、原告の合計所得金額は、前記(1)の総所得金額と同額の7532万1325円となるから、住宅借入金等特別税額控除は適用できない。

(7) 源泉徴収税額（別表5「被告主張額」欄の38）

1570万1428円

前記金額は、確定申告における源泉徴収税額に、Eからの給与所得に係る源泉徴収税額892万3200円を加算した金額である。

(8) 納付すべき税額（別表5「被告主張額」欄の39）

1137万3800円

前記金額は、前記(4)の課税される所得金額に対する税額から、前記(5)の配当控除額及び前記(7)の源泉徴収税額を控除した金額（ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

2 平成23年課税期間の消費税等の課税の根拠

原告に係る平成23年課税期間の消費税等の納付すべき税額等は、次のとおりである。

(1) 課税標準額（別表6「被告主張額」欄の6）

1億3095万3000円

前記金額は、消費税法28条1項の規定により、次のとおり計算した課税売上高1億3750万1687円（税込み）に105分の100を乗じた金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

課税売上高は、原告が本件各更正の請求の際に提出した「甲 消費税の更正の請求書明細」（以下「本件請求書明細（消費税等）」という。）の「平成23年分」「請求額」の「事業所得」「課税売上」欄記載の金額である8520万5337円に、本件業務委託分報酬2754万3000円及び本件業務委託外分報酬2475万3350円を加算した金額である。

- (2) 課税標準に対する消費税額 (別表6「被告主張額」欄の7) 523万8120円
前記金額は、消費税法29条(平成24年法律第68号による改正前のもの)の規定により、前記(1)の課税標準額に100分の4を乗じた金額である。
- (3) 課税仕入れに係る支払対価の額 (別表6「被告主張額」欄の31) 8827万6023円
前記金額は、次のアからケまでの合計額である。
- ア 旅費交通費 (別表6「被告主張額」欄の11) 1万8000円
前記金額は、本件請求書明細(消費税等)の「平成23年分」「請求額」の「旅費交通費」欄記載の金額と同額である。
- イ 通信費 (別表6「被告主張額」欄の12) 0円
前記金額は、本件請求書明細(消費税等)の「平成23年分」「請求額」の「通信費」欄記載の金額である4万5186円から、Eが負担したと認められる同額を控除した金額である。
- ウ 接待交際費 (別表6「被告主張額」欄の14) 2万1726円
前記金額は、本件請求書明細(消費税等)の「平成23年分」「請求額」の「接待交際費」欄記載の金額と同額である。
- エ 支払手数料 (別表6「被告主張額」欄の24) 12万8490円
前記金額は、本件請求書明細(消費税等)の「平成23年分」「請求額」の「支払手数料」欄記載の金額である37万3935円から、Eが負担したと認められる24万5445円を控除した金額である。
- オ 諸会費 (別表6「被告主張額」欄の25) 3万4000円
前記金額は、本件請求書明細(消費税等)の「平成23年分」「請求額」の「諸会費」欄記載の金額である13万4800円から、Eが負担したと認められる10万0800円を控除した金額である。
- カ 車両費 (別表6「被告主張額」欄の26) 3万4280円
前記金額は、本件請求書明細(消費税等)の「平成23年分」「請求額」の「車両費」欄記載の金額である123万4280円から、支払の事実等が認められない120万円を控除した金額である。
- キ 外注費 (別表6「被告主張額」欄の27) 8520万5337円
原告は、請け負った業務の全てをE及び記帳を代行する税理士に外注していたことから、本件請求書明細(消費税等)の「事業所得」「課税売上」欄記載の金額(前記(1))と同額である。
- ク 雑費 (別表6「被告主張額」欄の28) 26万3500円
前記金額は、本件請求書明細(消費税等)の「平成23年分」「請求額」の「雑費」欄記載の金額である226万3500円から、原告の総勘定元帳に支払明細の記載がなく、証ひょう書類が存在せず支払の事実も確認できない200万円を控除した金額である。
- ケ 車両取得費 (別表6「被告主張額」欄の30) 257万0690円
前記金額は、本件請求書明細(消費税等)の「平成23年分」「請求額」の「車両運搬具」欄記載の金額と同額である。
- (4) 控除対象仕入税額 (別表6「被告主張額」欄の32) 336万2896円
前記金額は、消費税法30条1項(平成24年法律第68号による改正前のもの)の規

定により、前記（３）の課税仕入れに係る支払対価の額に１０５分の４を乗じた金額である。

(5) 貸倒れに係る税額（別表６「被告主張額」欄の３３） 2389円

前記金額は、確定申告における貸倒れに係る税額の金額と同額である。

(6) 差引税額 187万2800円

前記金額は、前記（２）の課税標準に対する消費税額から、前記（４）の控除対象仕入税額及び前記（５）の貸倒れに係る税額を控除した金額（ただし、国税通則法１１９条１項の規定により１００円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(7) 中間納付税額 44万9000円

前記金額は、確定申告における中間納付税額の金額と同額である。

(8) 納付すべき税額（別表６「被告主張額」欄の３４） 142万3800円

前記金額は、前記（６）の差引税額から前記（７）の中間納付税額を控除した金額である。

(9) 地方消費税の課税標準となる消費税額 187万2800円

前記金額は、前記（６）の差引税額と同額である（地方税法７２条の８２）。

(10) 譲渡割納税額 46万8200円

前記金額は、地方税法７２条の８３（平成２４年法律第６９号による改正前のもの）の規定により、前記（９）の地方消費税の課税標準となる消費税額に１００分の２５を乗じた金額（ただし、同法２０条の４の２第３項の規定により１００円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(11) 中間納付譲渡割額 11万2200円

前記金額は、確定申告における中間納付譲渡割額の金額と同額である。

(12) 納付すべき譲渡割額（別表６「被告主張額」欄の３５） 35万6000円

前記金額は、前記（１０）の譲渡割納税額から前記（１１）の中間納付譲渡割額を控除した金額である。

(13) 納付すべき消費税等の合計税額（別表６「被告主張額」欄の３６） 177万9800円

前記金額は、前記（８）の納付すべき税額と前記（１２）の納付すべき譲渡割額の合計額である。

3 平成２３年通知処分 of 適法性

平成２３年分の所得税について、被告が本件において主張する原告の納付すべき税額は、前記１（８）のとおり１１３７万３８００円であるところ、確定申告における納付すべき税額は、これを下回る△１７１万０３０３円である。また、平成２３年分の消費税等について、被告が本件において主張する原告の納付すべき税額は、前記２（１３）のとおり１７７万９８００円であるところ、確定申告における納付すべき税額は、これを下回る６８万７０００円であるしたがって、平成２３年通知処分は適法である。

以上

(別紙3)

平成23年通知処分の適法性に関する当裁判所の判断

1 平成23年分の所得税について

原告に係る平成23年分の所得税の納付すべき税額は、次のとおり、544万4600円を下らない。

(1) 総所得金額(別表7「金額」欄の30) 6049万8242円

前記金額は、次のアからエまでの金額の合計額である。

ア 配当所得(別表7「金額」欄の1) 5万3516円

前記金額は、確定申告における配当所得の金額と同額である。

イ 事業所得(別表7「金額」欄の23) 3771万5426円

前記金額は、次の(ア)の総収入金額から同(イ)の必要経費及び同(ウ)の青色申告特別控除額を控除した金額である。

(ア) 総収入金額 1億3750万1687円

前記金額は、次の事業収入金額である。

事業収入金額(別表7「金額」欄の2) 1億3750万1687円

前記金額は、被告主張の金額(8520万5337円。別紙2・1(1)イ(ア)a)に、本件業務委託分報酬2754万3000円及び本件業務委託外分報酬2475万3350円を加えた金額である。

(イ) 必要経費(別表7「金額」欄の20) 9913万6261円

前記金額は、次のaからnまでの合計額である。

a 租税公課(別表7「金額」欄の4) 169万0400円

前記金額は、本件請求書明細(所得税)の「平成23年分」「請求額」の「租税公課」欄記載の金額と同額である。

b 旅費交通費(別表7「金額」欄の5) 1万8000円

前記金額は、本件請求書明細(所得税)の「平成23年分」「請求額」の「旅費交通費」欄記載の金額と同額である

c 通信費(別表7「金額」欄の6) 4万5186円

前記金額は、本件請求書明細(所得税)の「平成23年分」「請求額」の「通信費」欄記載の金額と同額である。

d 接待交際費(別表7「金額」欄の7) 2万1726円

前記金額は、本件請求書明細(所得税)の「平成23年分」「請求額」の「接待交際費」欄記載の金額と同額である。

e 損害保険料(別表7「金額」欄の8) 23万3970円

前記金額は、本件請求書明細(所得税)の「平成23年分」「請求額」の「損害保険料」欄記載の金額と同額である。

f 減価償却費(別表7「金額」欄の10) 42万9305円

前記金額は、本件請求書明細(所得税)の「平成23年分」「請求額」の「減価償却費」欄記載の金額と同額である。

g 利子割引料(別表7「金額」欄の11) 3468円

前記金額は、本件請求書明細（所得税）の「平成23年分」「請求額」の「利子割引料」欄記載の金額と同額である。

h 車両費（別表7「金額」欄の12） 128万7910円

前記金額は、本件請求書明細（所得税）の「平成23年分」「請求額」の「車両費」欄記載の金額と同額である。

i 支払手数料（別表7「金額」欄の13） 173万9935円

前記金額は、本件請求書明細（所得税）の「平成23年分」「請求額」の「支払手数料」欄記載の金額と同額である。

j 諸会費（別表7「金額」欄の14） 13万4800円

前記金額は、本件請求書明細（所得税）の「平成23年分」「請求額」の「諸会費」欄記載の金額と同額である。

k 外注費（別表7「金額」欄の15） 8520万5337円

前記金額は、被告主張の金額と同額である。

l 貸倒金（別表7「金額」欄の17） 6万2724円

前記金額は、本件請求書明細（所得税）の「平成23年分」「請求額」の「貸倒損失」欄記載の金額と同額である。

m 雑費（別表7「金額」欄の18） 226万3500円

前記金額は、本件請求書明細（所得税）の「平成23年分」「請求額」の「雑費」欄記載の金額と同額である。

n 専従者給与（別表7「金額」欄の19） 600万円

前記金額は、本件請求書明細（所得税）の「平成23年分」「請求額」の「専従者給与」欄記載の金額と同額である。

(ウ) 青色申告特別控除額（別表7「金額」欄の22） 65万円

租税特別措置法25条の2第3項1号（平成30年法律第7号による改正前のもの）の規定により、事業所得の金額から65万円を控除する。

ウ 給与所得（別表7「金額」欄の27） 2272万4500円

前記金額は、本件請求書明細（所得税）の「平成23年分」「請求額」の「給与所得」欄に記載された給与所得であるBからの給与収入171万円にEからの給与収入2400万円を加算した2571万円から、所得税法28条3項（平成24年法律第16号による改正前のもの）の規定により給与所得控除額を控除した金額である。

エ 雑所得（別表7「金額」欄の29） 4800円

前記金額は、確定申告における雑所得の金額と同額である。

(2) 所得から差し引かれる金額（所得控除）（別表7「金額」欄の31） 63万5542円

前記金額は、確定申告における所得から差し引かれる金額と同額である。

(3) 課税される所得金額（別表7「金額」欄の32） 5986万2000円

前記金額は、前記(1)の総所得金額から前記(2)の所得から差し引かれる金額を控除した金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(4) 課税される所得金額に対する税額（別表7「金額」欄の33） 2114万8800円

前記金額は、前記(3)の課税される所得金額に所得税法89条1項（平成25年法律

第5号による改正前のもの)の規定を適用して算出した金額である。

(5) 配当控除額(別表7「金額」欄の34) 2675円

前記金額は、確定申告における配当控除の金額と同額である。

(6) 住宅借入金等特別控除額(別表7「金額」欄の35) 0円

租税特別措置法41条1項(平成25年法律第5号による改正前のもの)は、その者のその年分の所得税に係るその年の所得税法2条1項30号に規定する合計所得金額が3000万円以下である年については、その年分の所得税の額から住宅借入金等特別税額控除額を控除する旨規定しているところ、原告の合計所得金額は、前記(1)の総所得金額と同額の6049万8242円となるから、住宅借入金等特別税額控除は適用できない。

(7) 源泉徴収税額(別表7「金額」欄の36) 1570万1428円

前記金額は、確定申告における源泉徴収税額に、Eからの給与所得に係る源泉徴収税額892万3200円を加算した金額である。

(8) 納付すべき税額(別表7「金額」欄の37) 544万4600円

前記金額は、前記(4)の課税される所得金額に対する税額から、前記(5)の配当控除額及び前記(7)の源泉徴収税額を控除した金額(ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

2 平成23年課税期間の消費税等について

原告に係る平成23年課税期間の消費税等の納付すべき税額は、次のとおり、160万8800円を下らない。

(1) 課税標準額(別表8「金額」欄の4) 1億3095万3000円

前記金額は、被告主張の金額と同額である。

(2) 課税標準に対する消費税額(別表8「金額」欄の5) 523万8120円

前記金額は、消費税法29条(平成24年法律第68号による改正前のもの)の規定により、前記(1)の課税標準額に100分の4を乗じた金額である。

(3) 課税仕入れに係る支払対価の額(別表8「金額」欄の29) 9186万7454円

前記金額は、次のアからケまでの合計額である。

ア 旅費交通費(別表8「金額」欄の9) 1万8000円

前記金額は、本件請求書明細(消費税等)の「平成23年分」「請求額」の「旅費交通費」欄記載の金額と同額である。

イ 通信費(別表8「金額」欄の10) 4万5186円

前記金額は、本件請求書明細(消費税等)の「平成23年分」「請求額」の「通信費」欄記載の金額と同額である。

ウ 接待交際費(別表8「金額」欄の12) 2万1726円

前記金額は、本件請求書明細(消費税等)の「平成23年分」「請求額」の「接待交際費」欄記載の金額と同額である。

エ 支払手数料(別表8「金額」欄の22) 37万3935円

前記金額は、本件請求書明細(消費税等)の「平成23年分」「請求額」の「支払手数料」欄記載の金額と同額である。

オ 諸会費(別表8「金額」欄の23) 13万4800円

前記金額は、本件請求書明細(消費税等)の「平成23年分」「請求額」の「諸会費」

- 欄記載の金額と同額である。
- カ 車両費（別表8「金額」欄の24） 123万4280円
前記金額は、本件請求書明細（消費税等）の「平成23年分」「請求額」の「車両費」欄記載の金額と同額である。
- キ 外注費（別表8「金額」欄の25） 8520万5337円
前記金額は、被告主張の金額と同額である。
- ク 雑費（別表8「金額」欄の26） 226万3500円
前記金額は、本件請求書明細（消費税等）の「平成23年分」「請求額」の「雑費」欄記載の金額と同額である。
- ケ 車両取得費（別表8「金額」欄の28） 257万0690円
前記金額は、本件請求書明細（消費税等）の「平成23年分」「請求額」の「車両運搬具」欄記載の金額と同額である。
- (4) 控除対象仕入税額（別表8「金額」欄の30） 349万9712円
前記金額は、消費税法30条1項（平成24年法律第68号による改正前のもの）の規定により、前記（3）の課税仕入れに係る支払対価の額に105分の4を乗じた金額（円未満切捨て）である。
- (5) 貸倒れに係る税額（別表8「金額」欄の31） 2389円
前記金額は、確定申告における貸倒れに係る税額の金額と同額である。
- (6) 差引税額 173万6000円
前記金額は、前記（2）の課税標準に対する消費税額から、前記（4）の控除対象仕入税額及び前記（5）の貸倒れに係る税額を控除した金額（ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。
- (7) 中間納付税額 44万9000円
前記金額は、確定申告における中間納付税額の金額と同額である。
- (8) 納付すべき税額（別表8「金額」欄の32） 128万7000円
前記金額は、前記（6）の差引税額から前記（7）の中間納付税額を控除した金額である。
- (9) 地力消費税の課税標準となる消費税額 173万6000円
前記金額は、前記（6）の差引税額と同額である（地方税法72条の82）。
- (10) 譲渡割納税額 43万4000円
前記金額は、地方税法72条の83（平成24年法律第69号による改正前のもの）の規定により、前記（9）の地方消費税の課税標準となる消費税額に100分の25を乗じた金額（ただし、同法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。
- (11) 中間納付譲渡割額 11万2200円
前記金額は、確定申告における中間納付譲渡割額の金額と同額である。
- (12) 納付すべき譲渡割額（別表8「金額」欄の33） 32万1800円
前記金額は、前記（10）の譲渡割納税額から前記（11）の中間納付譲渡割額を控除した金額である。
- (13) 納付すべき消費税等の合計税額（別表8「金額」欄の34） 160万8800円

前記金額は、前記（８）の納付すべき税額と前記（１２）の納付すべき譲渡割額の合計額である。

３ 平成２３年通知処分の適法性

平成２３年分の所得税について、原告の納付すべき税額は、前記１（８）のとおり５４４万４６００円を下らないところ、確定申告における納付すべき税額は、これを下回る△１７１万０３０３円である。また、平成２３年分の消費税等について、原告の納付すべき税額は、前記２（１３）のとおり１６０万８８００円を下らないところ、確定申告における納付すべき税額は、これを下回る６８万７０００円である。

したがって、平成２３年通知処分は適法である。

以上

別表 1

課税の経緯（所得税）

(単位：円)

年分	区分	確定申告	更正の請求	通知処分	再調査の請求	再調査決定	審査請求	裁決
	項目							
平成21年分	年月日	平成22年3月15日	平成28年3月14日	平成29年3月13日	平成29年5月1日	平成29年8月1日	平成29年8月29日	平成30年8月24日
	総所得金額	15,614,858	22,281,780	更正をすべき理由がない旨の通知処分	全部取消し	棄却	全部取消し	(減額更正処分の義務 付けについては却下) 棄却
	事業所得の金額	12,117,758	5,508,680					
	給与所得の金額	3,492,000	16,768,000					
	雑所得の金額	5,100	5,100					
	納付すべき税額	△ 1,707,939	△ 5,881,589					
平成22年分	年月日	平成23年3月15日	平成28年3月14日	平成29年3月13日	平成29年5月1日	平成29年8月1日	平成29年8月29日	平成30年8月24日
	総所得金額	17,975,351	5,480,288	更正をすべき理由がない旨の通知処分	全部取消し	棄却	全部取消し	(減額更正処分の義務 付けについては却下) 棄却
	事業所得の金額	14,475,951	△ 16,995,112					
	給与所得の金額	3,492,000	22,468,000					
	雑所得の金額	7,400	7,400					
	納付すべき税額	△ 1,382,668	△ 13,941,818					
平成23年分	年月日	平成24年3月14日	平成28年3月14日	平成29年3月13日	平成29年5月1日	平成29年8月1日	平成29年8月29日	平成30年8月24日
	総所得金額	20,889,572	12,897,550	更正をすべき理由がない旨の通知処分	全部取消し	棄却	全部取消し	(減額更正処分の義務 付けについては却下) 棄却
	事業所得の金額	17,124,856	△ 9,885,266					
	配当所得の金額	53,516	53,516					
	給与所得の金額	3,706,400	22,724,500					
	雑所得の金額	4,800	4,800					
納付すべき税額	△ 1,710,303	△ 13,429,583						

(注) 「事業所得の金額」欄の△印は、損失金額を示す。
「納付すべき税額」欄の△印は、還付金の額に相当する税額を示す。

別表 2

課税の経緯（消費税等）

(単位：円)

課税期間	区分		確定申告	更正の請求	通知処分	再調査の請求	再調査決定	審査請求	裁決
	項目								
平成21年課税期間	年月日		平成22年3月15日	平成28年3月14日	平成29年3月13日	平成29年5月1日	平成29年8月1日	平成29年8月29日	平成30年8月24日
	消費税額	課税標準額	51,895,000	51,368,000	更正をすべき理由がない旨の通知処分	全部取消し	棄却	全部取消し	(減額更正処分の義務 棄却 付けについては却下)
		消費税額	2,075,800	2,054,720					
		控除対象仕入税額	1,037,900	1,027,360					
		貸し倒れに係る税額	10,000	10,000					
		控除税額小計	1,047,900	1,037,360					
	納付すべき消費税額		514,000	503,400					
	地方消費税	課税標準となる消費税額	1,027,900	1,017,300					
		納付すべき地方消費税額	128,500	125,900					
		消費税及び地方消費税の合計税額	642,500	629,300					
平成22年課税期間	年月日		平成23年3月15日	平成28年3月14日					
	消費税額	課税標準額	74,164,000	73,688,000	更正をすべき理由がない旨の通知処分	全部取消し	棄却	全部取消し	(減額更正処分の義務 棄却 付けについては却下)
		消費税額	2,966,560	2,947,520					
		控除対象仕入税額	2,050,122	3,179,306					
		貸し倒れに係る税額	18,304	18,304					
		控除税額小計	2,068,426	3,197,610					
	納付すべき消費税額		384,200	△ 763,990					
	地方消費税	課税標準となる消費税額	898,100	△ 250,090					
		納付すべき地方消費税額	96,100	△ 190,922					
		消費税及び地方消費税の合計税額	480,300	△ 954,912					
平成23年課税期間	年月日		平成24年3月14日	平成28年3月14日					
	消費税額	課税標準額	81,624,000	81,147,000	更正をすべき理由がない旨の通知処分	全部取消し	棄却	全部取消し	(減額更正処分の義務 棄却 付けについては却下)
		消費税額	3,264,960	3,245,880					
		控除対象仕入税額	2,263,880	3,320,830					
		貸し倒れに係る税額	2,389	2,389					
		控除税額小計	2,266,269	3,323,219					
	納付すべき消費税額		549,600	△ 526,339					
	地方消費税	課税標準となる消費税額	998,600	△ 77,339					
		納付すべき地方消費税額	137,400	△ 131,534					
		消費税及び地方消費税の合計税額	687,000	△ 657,873					

(注) 「納付すべき消費税額」、「納付すべき地方消費税額」及び「消費税及び地方消費税の合計税額」欄の△印は、還付金の額に相当する税額を示す。
「課税標準となる消費税額」欄の△印は、控除不足還付税額を示す。

別紙 3、別表 4 省略

別表 5

平成23年分の所得税の納付すべき税額の計算
(確定申告額、更正の請求額及び被告主張額)

(単位:円)

		確定申告額	更正の請求額	被告主張額		
配当所得の金額		1	53,516	53,516	53,516	
事業所得	事業収入	2	85,705,337	85,205,337	85,205,337	
	雑収入	3	0	0	6,128,284	
	必要経費	租税公課	4	1,690,400	1,690,400	26,500
		旅費交通費	5	1,218,000	18,000	18,000
		通信費	6	645,186	45,186	0
		接待交際費	7	4,021,726	21,726	21,726
		損害保険料	8	233,970	233,970	233,970
		消耗品費	9	1,150,230	0	0
		減価償却費	10	429,305	429,305	429,305
		利子割引料	11	3,468	3,468	0
		車両費	12	1,287,910	1,287,910	87,910
		支払手数料	13	1,739,935	1,739,935	128,490
		諸会費	14	634,800	134,800	34,000
		外注費	15	38,949,327	80,509,679	85,205,337
		地代家賃(賃借料)	16	5,600,000	0	0
		貸倒金	17	62,724	62,724	62,724
		雑費	18	4,263,500	2,263,500	2,263,500
		専従者給与	19	6,000,000	6,000,000	6,000,000
	必要経費の金額 (4から19までの合計)		20	67,930,481	94,440,603	94,511,462
	差引金額(2+3-20)		21	17,774,856	△ 9,235,266	△ 3,177,841
	青色申告特別控除額		22	650,000	650,000	0
	事業所得の金額(21-22)		23	17,124,856	△ 9,885,266	△ 3,177,841
給与所得	収入	(株)A	24	3,600,000	0	3,600,000
		(株)B	25	1,710,000	1,710,000	1,710,000
		E	26	0	24,000,000	24,000,000
	給与所得の金額		27	3,706,400	22,724,500	26,144,500
雑所得	収入	還付加算金	28	4,800	4,800	4,800
		本件業務委託分報酬	29	0	0	27,543,000
		本件業務委託外分報酬	30	0	0	24,753,350
	雑所得の金額		31	4,800	4,800	52,301,150
総所得金額		32	20,889,572	12,897,550	75,321,325	
所得から差し引かれる金額		33	635,542	635,542	635,542	
課税される所得金額		34	20,254,000	12,262,000	74,685,000	
課税される所得金額に対する税額		35	5,305,600	2,510,460	27,078,000	
配当控除		36	2,675	2,675	2,675	
住宅借入金等特別税額控除		37	235,000	235,000	0	
源泉徴収税額		38	6,778,228	15,702,368	15,701,428	
所得税の納付すべき税額		39	△ 1,710,303	△ 13,429,583	11,373,800	

(注)「事業所得の金額」欄の△印は、損失金額を示す。

「所得税の納付すべき税額」欄の△印は、還付金の額に相当する税額を示す。

別表 6

平成23課税期間の消費税等の合計税額の計算
(確定申告額、更正の請求額及び被告主張額)

(単位:円)

			確定申告額	更正の請求額	被告主張額
事業	事業収入	1	85,705,337	85,205,000	85,205,337
	雑収入	2	0	0	0
雑	本件業務委託分報酬	3	0	0	27,543,000
	本件業務委託外分報酬	4	0	0	24,753,350
合計金額(税込金額) (1+2+3+4)		5	85,705,337	85,205,000	137,501,687
合計金額(税抜金額) (千円未満切捨て)		6	81,624,000	81,147,000	130,953,000
消費税額		7	3,264,960	3,245,880	5,238,120
事業所得の必要経費	租税公課	8	0	0	0
	荷造運賃	9	0	0	0
	水道光熱費	10	0	0	0
	旅費交通費	11	1,218,000	18,000	18,000
	通信費	12	645,186	45,186	0
	広告宣伝費	13	0	0	0
	接待交際費	14	4,021,726	21,726	21,726
	損害保険料	15	0	0	0
	修繕費	16	0	0	0
	消耗品費	17	1,150,230	0	0
	減価償却費	18	0	0	0
	福利厚生費	19	0	0	0
	給料賃金	20	0	0	0
	利子割引料	21	0	0	0
	地代家賃(賃借料)	22	5,600,000	0	0
	貸倒金	23	0	0	0
	支払手数料	24	1,739,935	373,935	128,490
	諸会費	25	34,000	134,800	34,000
	車両費	26	1,234,280	1,234,280	34,280
外注費	27	38,949,327	80,509,679	85,205,337	
雑費	28	2,263,500	2,263,500	263,500	
経費合計 (8から28までの合計)	29	56,856,184	84,601,106	85,705,333	
資産(車両)の取得	30	2,570,690	2,570,690	2,570,690	
課税仕入れに係る支払対価の額 (29+30)	31	59,426,874	87,171,796	88,276,023	
控除対象仕入税額	32	2,263,880	3,320,830	3,362,896	
貸倒れに係る税額	33	2,389	2,389	2,389	
納付すべき消費税額	34	549,600	△ 526,339	1,423,800	
納付すべき地方消費税額	35	137,400	△ 131,534	356,000	
消費税等の合計税額 (34+35)	36	687,000	△ 657,873	1,779,800	

(注) 「納付すべき消費税額」、「納付すべき地方消費税額」及び「消費税等の合計税額」欄の△印は、還付金の額に相当する税額を示す。

別表 7

項目		金額	
配当所得の金額		1 53,516	
事業所得	事業収入	2 137,501,687	
	雑収入	3 0	
	必要経費	租税公課	4 1,690,400
		旅費交通費	5 18,000
		通信費	6 45,186
		接待交際費	7 21,726
		損害保険料	8 233,970
		消耗品費	9 0
		減価償却費	10 429,305
		利子割引料	11 3,468
		車両費	12 1,287,910
		支払手数料	13 1,739,935
		諸会費	14 134,800
		外注費	15 85,205,337
		地代家賃(賃借料)	16 0
		貸倒金	17 62,724
		雑費	18 2,263,500
		専従者給与	19 6,000,000
		必要経費の金額 (4～19の合計)	20 99,136,261
		差引金額(2+3-20)	21 38,365,426
青色申告特別控除額	22 650,000		
事業所得の金額(21-22)	23 37,715,426		
給与所得	収入	24 0	
	B	25 1,710,000	
	E	26 24,000,000	
給与所得の金額	27 22,724,500		
雑所得	収入	28 4,800	
	雑所得の金額	29 4,800	
総所得金額	30 60,498,242		
所得から差し引かれる金額	31 635,542		
課税される所得金額	32 59,862,000		
課税される所得金額に対する税額	33 21,148,800		
配当控除	34 2,675		
住宅借入金等特別税額控除	35 0		
源泉徴収税額	36 15,701,428		
所得税の納付すべき税額	37 5,444,600		

別表 8

項目			金額
事業	事業収入	1	137,501,687
	雑収入	2	0
合計金額(税込金額)		3	137,501,687
合計金額(税抜金額)		4	130,953,000
消費税額		5	5,238,120
事業所得の必要経費	租税公課	6	0
	荷造運賃	7	0
	水道光熱費	8	0
	旅費交通費	9	18,000
	通信費	10	45,186
	広告宣伝費	11	0
	接待交際費	12	21,726
	損害保険料	13	0
	修繕費	14	0
	消耗品費	15	0
	減価償却費	16	0
	福利厚生費	17	0
	給料賃金	18	0
	利子割引料	19	0
	地代家賃(賃借料)	20	0
	貸倒金	21	0
	支払手数料	22	373,935
	諸会費	23	134,800
	車両費	24	1,234,280
	外注費	25	85,205,337
雑費	26	2,263,500	
経費合計 (6～26の合計)	27	89,296,764	
資産(車両)の取得		28	2,570,690
課税仕入れに係る支払対価の額 (27+28)		29	91,867,454
控除対象仕入税額		30	3,499,712
貸倒れに係る税額		31	2,389
納付すべき消費税額		32	1,287,000
納付すべき地方消費税額		33	321,800
消費税等の合計税額 (32+33)		34	1,608,800